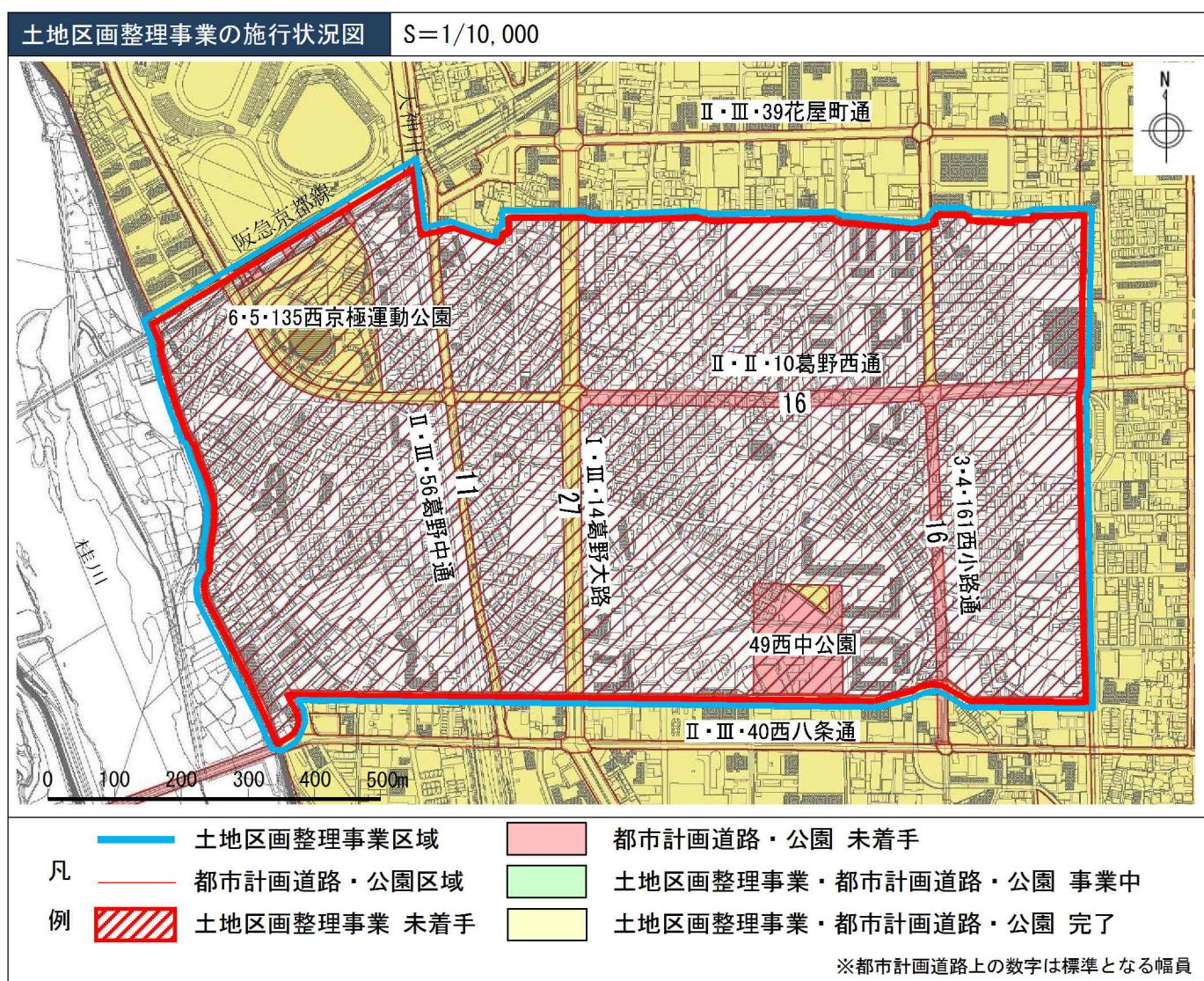


1 西京極地区土地区画整理事業

名 称	西京極地区土地区画整理事業	行政区	右京区・南区・下京区
都市計画決定告示(当初)	昭和 13 年 9 月 14 日	全 体 面 積	97.2ha
未着手面積	97.2ha	都市計画決定理由等	
<ul style="list-style-type: none"> 西南外周部の平坦地一帯は、地勢、交通、水利の天恵を擁する工業に適しており、西陣機業及び染色加工等の本市工業は徐々に同方面に延展しつつある。 一方、各種工業の増設の気運が顕著であるが、工業中枢部の適地は既に飽和の状態にある。 そのため、同一帯を工場の敷地造成として産業の発展に資するため、天神川改修新設河川を中心に地積約 2,895,000 坪の区域を都市計画土地区画整理として決定しその施行に備える。 <p>※約 2,895,000 坪⇒約 955ha ※8 地区（上鳥羽・吉祥院東・吉祥院西・吉祥院北・西京極・葛野・太子・太秦）を工業地区土地区画整理事業として計画決定</p>			
都市計画変更の内容		第 1 回変更 昭和 32 年 11 月 4 日：葛野地区の区域変更(約 15.8ha の追加) 第 2 回変更 昭和 34 年 2 月 21 日：上鳥羽地区、葛野地区の区域変更(約 69.6ha の追加)	



事業に着手していない区域の現況

- ・昭和初期の頃は、七条通沿線の集落のほかは概ね農地であったが、現在は住宅と工場等が共存する市街地が形成されているほか、農地が点在している。
- ・地区中央部は、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成 24 年 7 月策定）」に基づく木造密集市街地と重複している。

【昭和 6 年頃】



【昭和 42 年頃】



【平成 17 年頃】



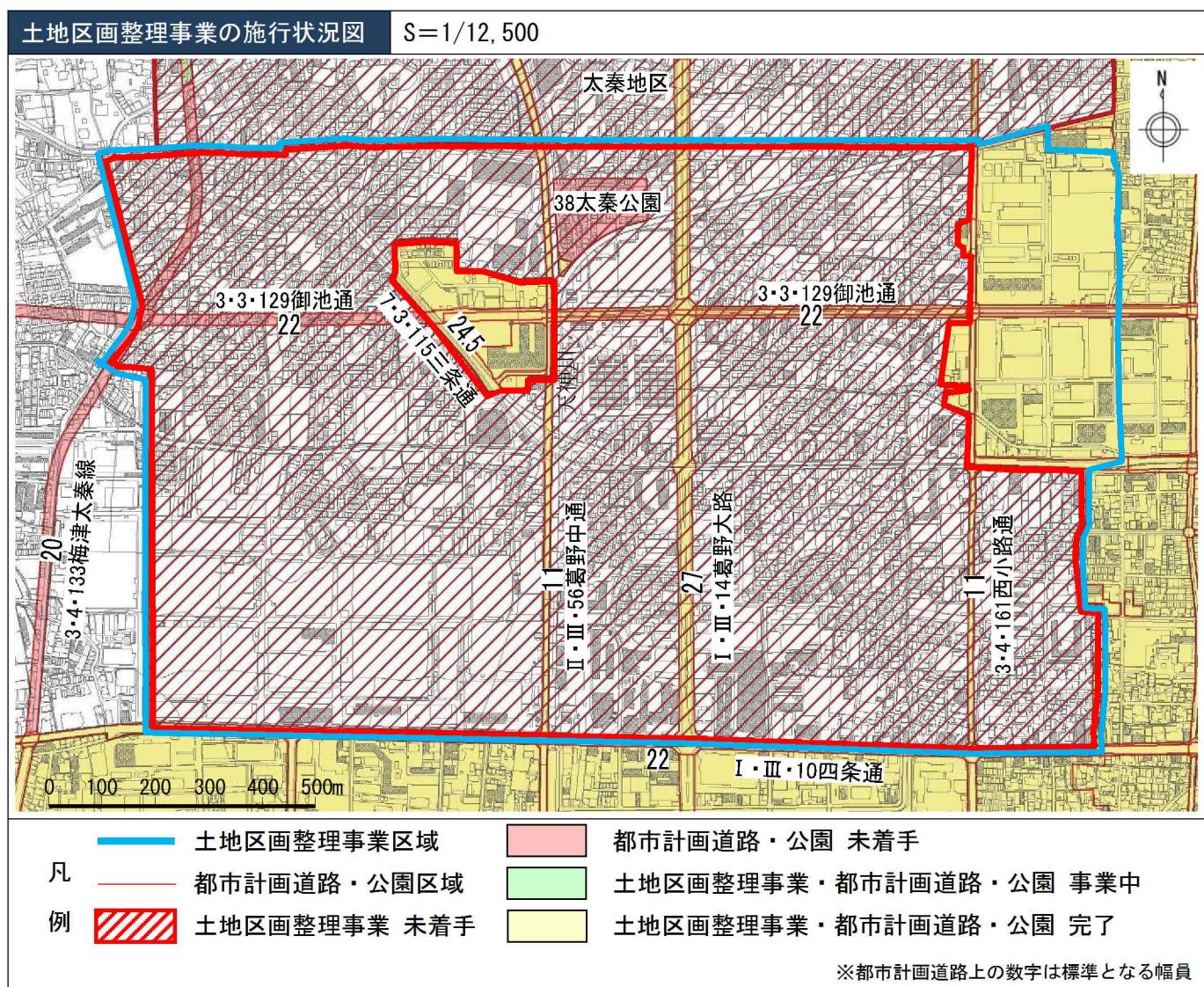
凡 例

— 土地区画整理事業区域

■ 土地区画整理事業 未着手

2 太子地区土地区画整理事業

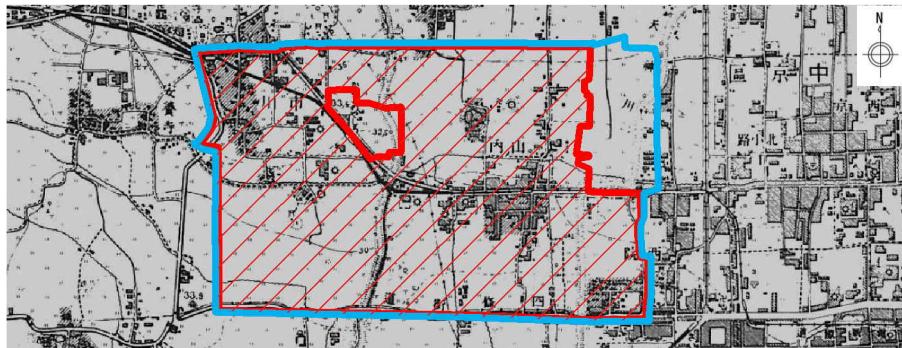
名 称	太子地区土地区画整理事業	行政 区	右京区・中京区
都市計画決定告示(当初)	昭和 13 年 9 月 14 日	全 体 面 積	227.1ha
未着手面積			206.3ha
都市計画決定理由等	<ul style="list-style-type: none"> 西南外周部の平坦地一帯は、地勢、交通、水利の天恵を擁する工業に適しており、西陣機業及び染色加工等の本市工業は徐々に同方面に延展しつつある。 一方、各種工業の増設の気運が顕著であるが、工業中枢部の適地は既に飽和の状態にある。 そのため、同一帯を工場の敷地造成として産業の発展に資するため、天神川改修新設河川を中心に地積約 2,895,000 坪の区域を都市計画土地区画整理として決定しその施行に備える。 <p>※約 2,895,000 坪⇒約 955ha</p> <p>※8 地区（上鳥羽・吉祥院東・吉祥院西・吉祥院北・西京極・葛野・太子・太秦）を工業地区土地区画整理事業として計画決定</p>		
都市計画変更の内容	<p>第1回変更 昭和 32 年 11 月 4 日：葛野地区の区域変更(約 15.8ha の追加)</p> <p>第2回変更 昭和 34 年 2 月 21 日：上鳥羽地区、葛野地区の区域変更(約 69.6ha の追加)</p>		



事業に着手していない区域の現況

- ・昭和初期の頃は、三条通沿線の集落のほかは概ね農地であったが、現在は地区南西部や北東部に大規模な工場が立地し、その他は概ね住宅を中心とした市街地が形成されているほか、農地が点在している。
- ・地区東部から中央部は、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成 24 年 7 月策定）」に基づく木造密集市街地と重複している。

【昭和 6 年頃】



【昭和 42 年頃】



【平成 17 年頃】



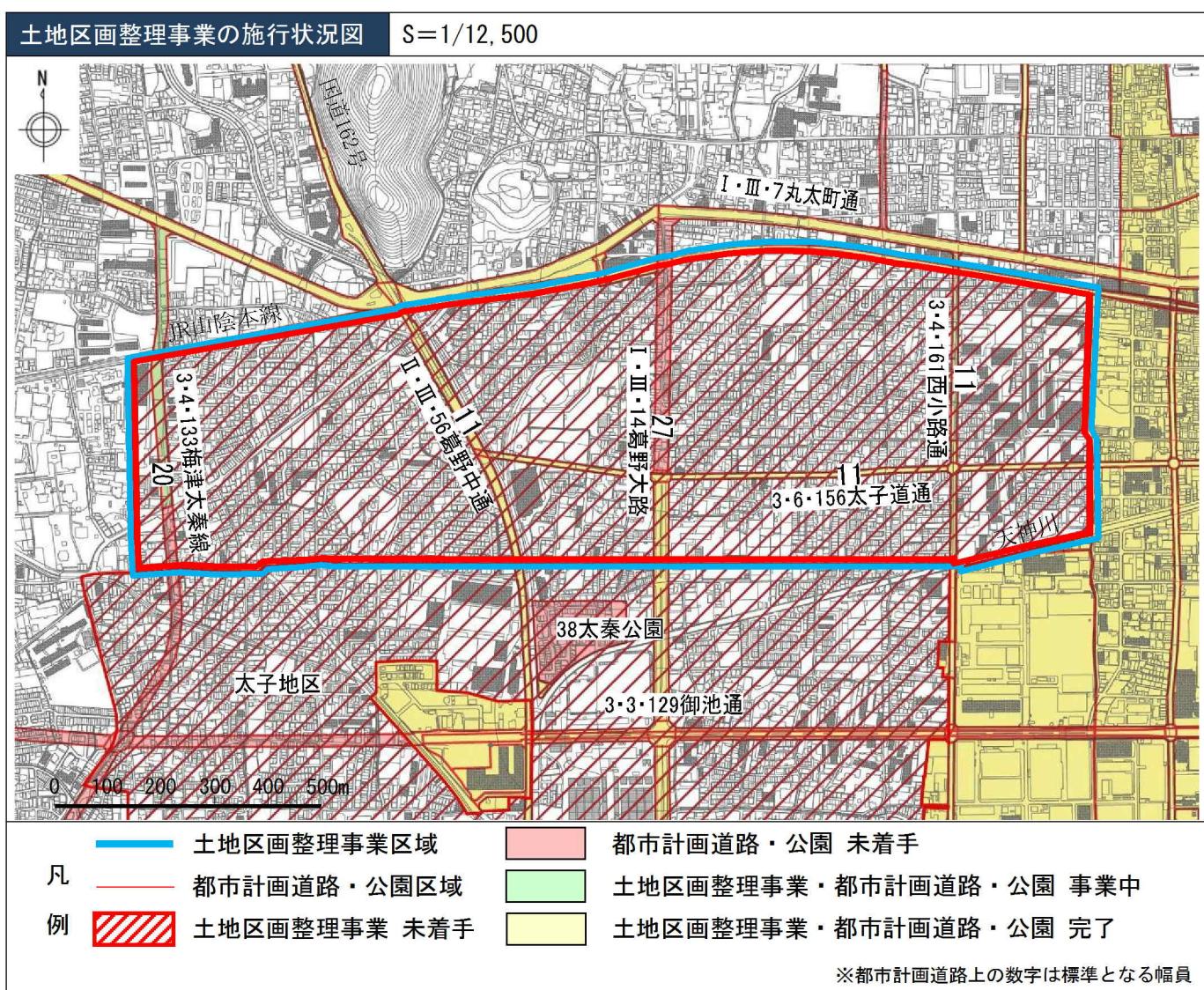
凡 例

— 土地区画整理事業区域

■ 土地区画整理事業 未着手

3 太秦地区土地区画整理事業

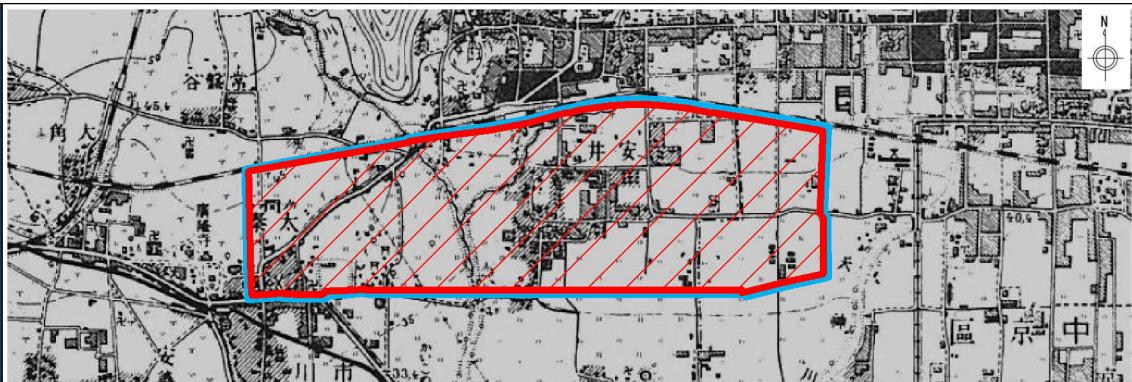
名 称	太秦地区土地区画整理事業	行 政 区	右京区・中京区		
都市計画決定告示(当初)	昭和 13 年 9 月 14 日	全 体 面 積	100.2ha		
未着手面積	100.2ha	未着手面積			
都市計画決定理由等	<ul style="list-style-type: none"> 西南外周部の平坦地一帯は、地勢、交通、水利の天恵を擁する工業に適しており、西陣機業及び染色加工等の本市工業は徐々に同方面に延展しつつある。 一方、各種工業の増設の気運が顕著であるが、工業中枢部の適地は既に飽和の状態にある。 そのため、同一帯を工場の敷地造成として産業の発展に資するため、天神川改修新設河川を中心に地積約 2,895,000 坪の区域を都市計画土地区画整理として決定しその施行に備える。 <p>※約 2,895,000 坪⇒約 955ha ※8 地区（上鳥羽・吉祥院東・吉祥院西・吉祥院北・西京極・葛野・太子・太秦）を工業地区土地区画整理事業として計画決定</p>				
都市計画変更の内容	<p>第1回変更 昭和 32 年 11 月 4 日：葛野地区の区域変更(約 15.8ha の追加) 第2回変更 昭和 34 年 2 月 21 日：上鳥羽地区、葛野地区の区域変更(約 69.6ha の追加)</p>				



事業に着手していない区域の現況

- ・昭和初期の頃は、地区中央部や広隆寺周辺の集落のほかは概ね農地であったが、現在は概ね住宅を中心とした市街地が形成されている。
- ・地区東部から中央部は、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成 24 年 7 月策定）」に基づく木造密集市街地と重複している。

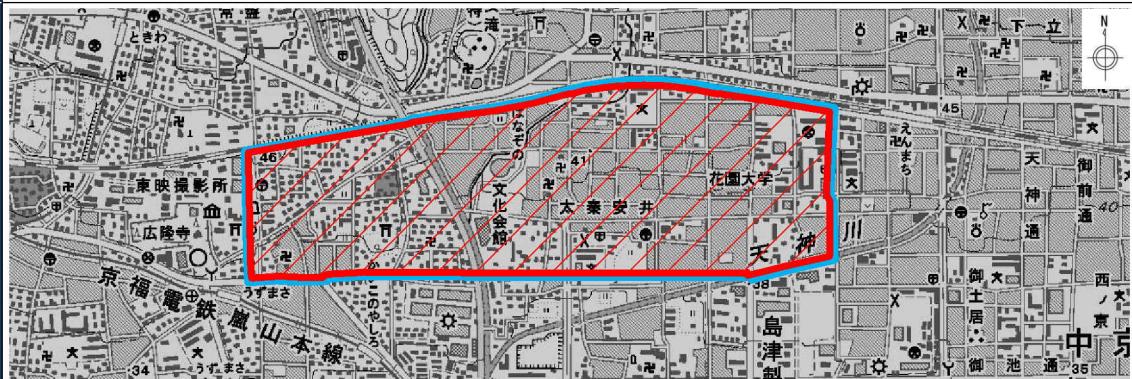
【昭和 6 年頃】



【昭和 42 年頃】



【平成 17 年頃】



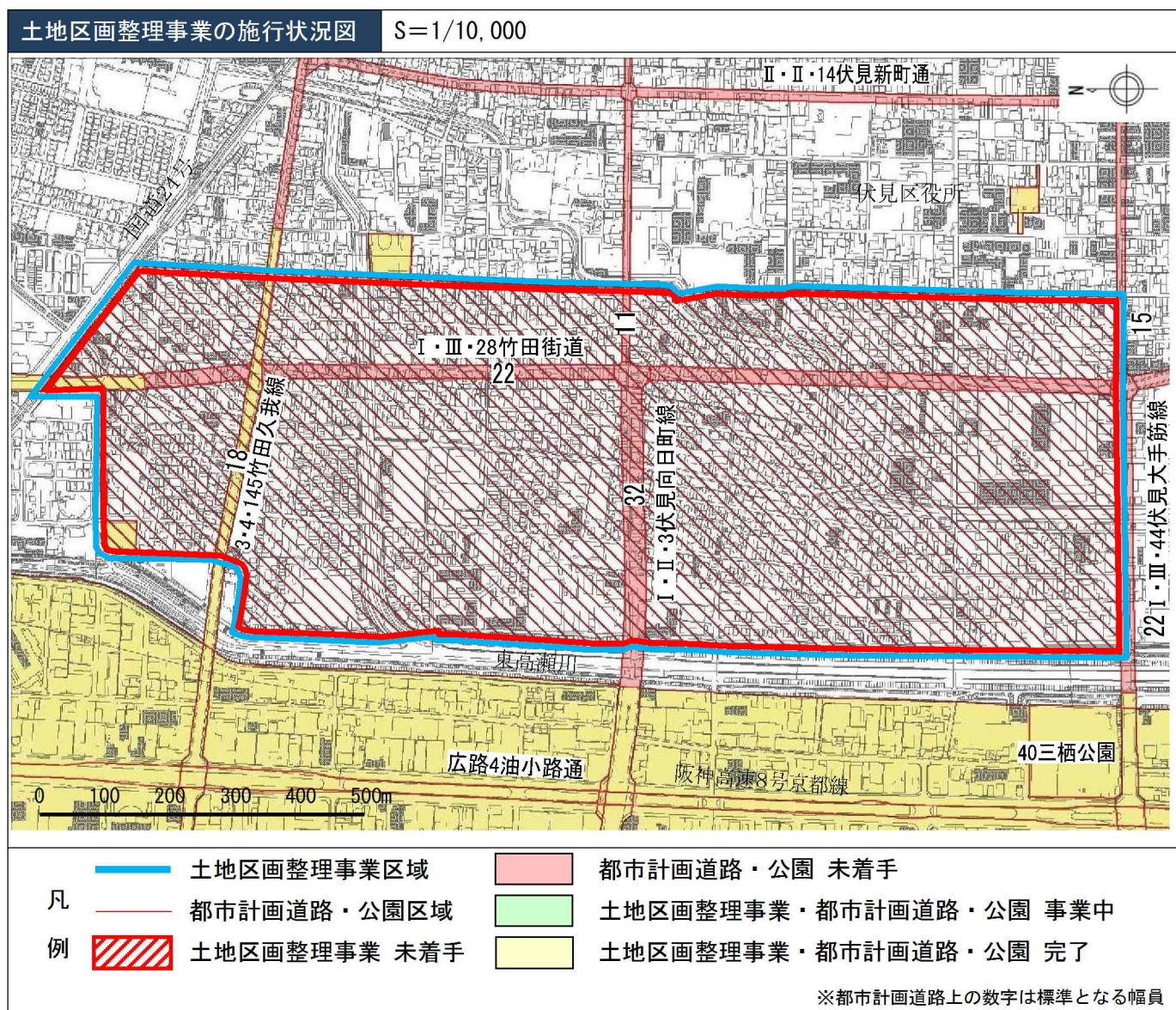
凡 例

— 土地区画整理事業区域

■ 土地区画整理事業 未着手

4 伏見地区土地区画整理事業

名 称	伏見地区土地区画整理事業	行 政 区	伏見区	
都市計画決定告示(当初)	昭和 35 年 3 月 19 日	全 体 面 積	85.2ha	
未着手面積	85.2ha	都市計画決定理由等		
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備を図るため、本案のように決定し、健全なる市街地の造成を行い、もって本市伏見地区の発展に資そうとするものである。 <p>(以下議事録より要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既成市街地において交通混雑を緩和する幹線街路の改良と中心市街地の高度利用を図る都市改造土地区画整理事業に対する国の助成方針に基づき、竹田街道の整備と繁華市街地としての高度利用を図るものである。 				
都市計画変更の内容	変更なし			



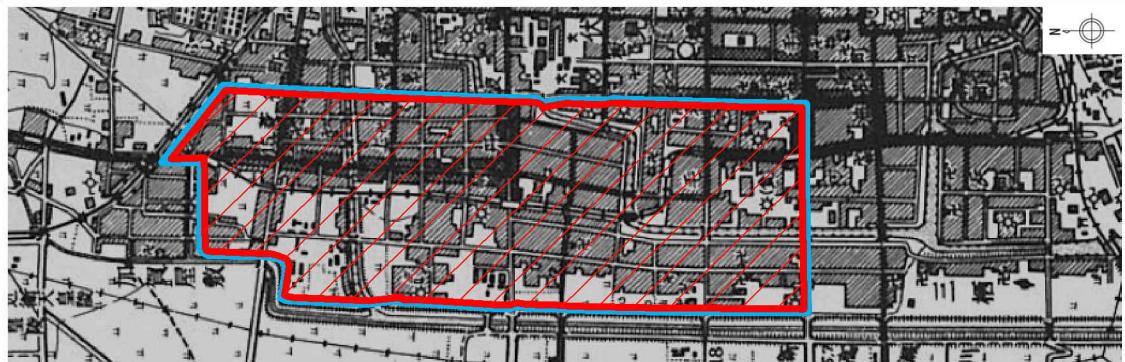
事業に着手していない区域の現況

- ・伏見桃山城の城下町、淀川水運の港町として市街地が形成され、現在も古い街並みが多く残る。
- ・地区中央部から南部は、京都市歴史的風致維持向上計画の重点区域に指定している。
- ・地区中央部は、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成 24 年 7 月策定）」に基づく木造密集市街地と重複している。

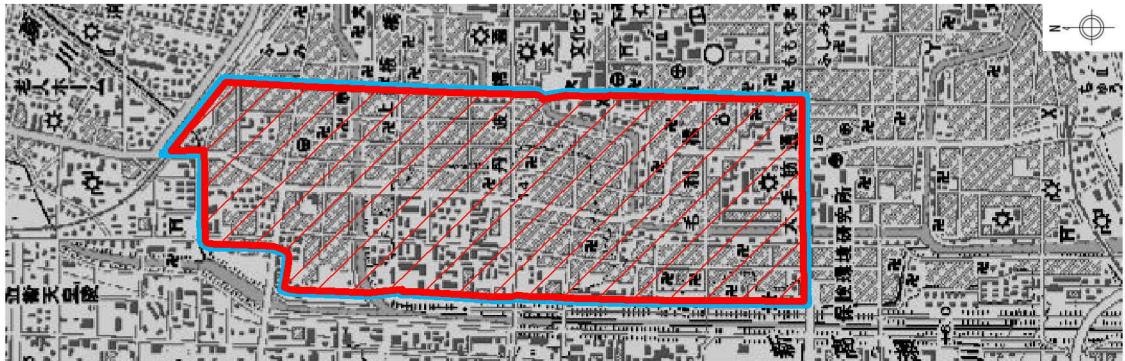
【昭和 6 年頃】



【昭和 36 年頃】



【平成 17 年頃】



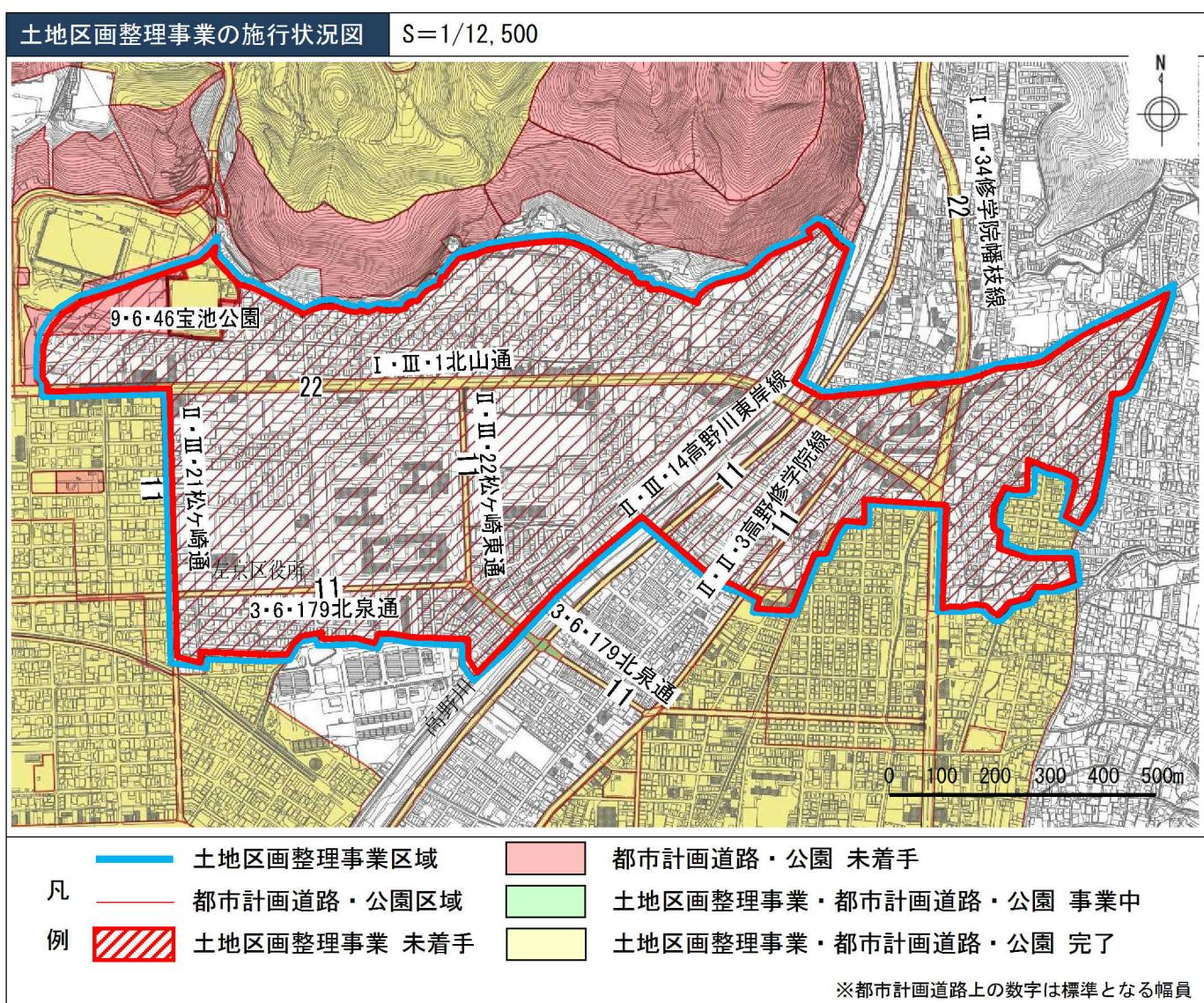
凡 例

— 土地区画整理事業区域

■ 土地区画整理事業 未着手

5 松ヶ崎地区土地区画整理事業

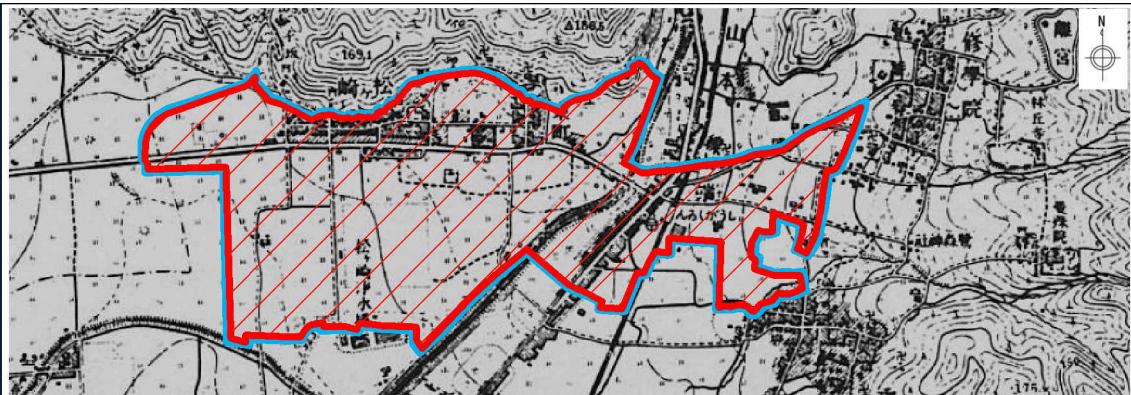
名 称	松ヶ崎地区土地区画整理事業	行政 区	左京区	
都市計画決定告示(当初)	昭和 36 年 8 月 16 日	全 体 面 積	101.5ha	
未着手面積	101.5ha	都市計画決定理由等		
<p>・本地区は、国立国際会館の建設予定地である宝池公園に隣接し、西南及び南東部を区画整理完了区域に囲まれた住居地域として理想的条件を備えているが、地区内公共施設が未整備のため、都市機能に著しい支障を来している。国立国際会館建設に伴う宝ヶ池周辺の整備事業の一環として、本地区の適切な市街化を図るために本事業を実施すべき区域を決定しようとするものである。</p>				
都市計画変更の内容	変更なし			



事業に着手していない区域の現況

- ・昭和 30 年代半ばは、修学院駅周辺と旧街道沿いの集落や地区中央部の大学等のほかは概ね農地であったが、現在は住宅や大学を中心とした市街地が形成されているほか、農地が点在している。
- ・地区東部の一部は、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成 24 年 7 月策定）」に基づく木造密集市街地と重複している。

【昭和 6 年頃】



【昭和 36 年頃】



【平成 17 年頃】



凡 例

— 土地区画整理事業区域

■ 土地区画整理事業 未着手